

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの期間及び58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から48年12月まで  
② 昭和49年7月から同年9月まで  
③ 昭和58年4月

母から20歳になったら国民年金に入っておかないといけなかったと言われていたので、昭和44年\*月ころに自分でA区役所へ行き、国民年金の加入手続をした。申立期間①及び②当時はB店に勤めており、国民年金保険料の納付は定かではないが、店が休みの時に2、3か月ごとに当時のC銀行（現在は、D銀行）などの窓口で納めていたように思う。保険料を納め始めたころは1か月500円くらいで、今は残っていないが、保険料を納めるとピンクの納付書へ領収印を押してもらっており、その領収書を年金手帳に留めていた。申立期間③は、夫が転職して1年間保険料を払うことができずE市役所で免除手続をしたが、その期間以外は保険料を納めているはずである。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

また、申立期間③について、特殊台帳により、申請免除期間の開始月が昭和58年4月から同年5月に記録訂正され、その結果、申立期間③が未納となったことが確認できるところ、F年金事務所では、記録訂正の時期は特殊台帳の記載内容から昭和58年度中に行われ、未納となっ

た申立期間③については納付書が交付されたと考えられるとしており、国民年金手帳記号番号が払い出されたころの 49 年 1 月以降、申立期間②及び③を除き未納が無い申立人が、1 か月と短期間である申立期間③の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、納付書により国民年金保険料を納付したとしているが、A 区では、納付書による保険料収納は昭和 45 年 7 月から開始されたとしており、申立期間①の当初は印紙検認方式であったが、申立人は印紙により保険料を納付した記憶が無いとしている上、申立人が申立期間のものとして記憶している領収書の様式は、申立期間①当時の A 区の領収書の様式と異なるなど、申立内容は当時の状況と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 3 月ころに払い出されており、払出時点では申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人も別の年金手帳を交付された記憶は無いとしている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月までの期間及び 60 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月まで  
② 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

私が昭和 60 年 3 月に結婚する以前は、自宅でA業をしており、国民年金保険料を払っていた。結婚後の保険料については、私の代わりに母が納付していたという話を母と義母が会話しているのを父親が聞いている。また、ねんきん特別便では未納期間は無く、全期間納付されていることになっていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間以前の昭和 54 年 6 月ころ国民年金の加入手続を行い、その後保険料をその母が納付したと申し立てているところ、申立人は加入当初から申立期間①直前の 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付している上、11 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特別の事情はみられない。

2 申立期間②について、申立人が所持する年金手帳により申立人の住所変更手続が昭和 61 年 5 月に行われていることが確認できることから、申立期間②当初からの国民年金保険料納付書はB市の申立人の両親の自宅に届いていたと考えられること、及び申立人の父親が「Cの保険料は家内が納付していた。」と証言していることから、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>が認められる上、13 か月と比較的短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特別の事情はみられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年6月まで

国民年金については、昭和43年2月ころにA区役所B出張所で加入手続をした。国民年金保険料は、被保険者資格を取得してから一度も忘れることなく納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月までの期間について、申立人は、43年2月ころにA区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は被保険者資格を取得してから一度も忘れることなく納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日から47年11月ころまでに払い出されたと推認されることから、その時点では、当該期間は納付可能な期間であり、申立人が9か月と短期間である当該期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和43年2月から45年9月までの期間について、申立人は、43年2月ころにA区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、被保険者資格を取得してから一度も忘れることなく納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は上記のとおり、47年11月ころと推認され、その時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申

立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年10月まで

平成3年4月ころ、私は学生であったが、市役所から国民年金への加入を勧める書類を父が受け、私の国民年金への加入手続を父がしてくれた。国民年金保険料は家族の分とともに父か母が納めた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ころ、その父が申立人の国民年金への加入手続をし、国民年金保険料は家族の分とともに父か母が納めたとしている。申立人の国民年金手帳記号番号は、学生を対象とした国民年金の加入勧奨の一環として、約140人の被保険者と一体的に4年12月以降に払い出されており、その払出年月日は特定困難であるものの、5年5月までに国民年金の加入手続を行っていれば、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納が無く、9年間以上にわたり前納を行い、申立人の両親は、昭和46年度以降国民年金加入期間についてすべて納付済みであるなど、申立人及びその両親は国民年金の納付意識が高いことがうかがえることから、7か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年12月まで

私が昭和48年\*月に20歳に達した時は、A地の短大の学生寮に入寮し、親からの仕送りで生活しており、母親から将来困らないように国民年金保険料は払っておくからという電話連絡があったことを憶えている。

その後、昭和58年12月に結婚した時、年金手帳を渡され引き続き納付するようと言われた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が昭和48年\*月に20歳に達した時は、A地の短大の学生寮に入寮し、親からの仕送りで生活しており、申立人の母親から将来困らないように国民年金保険料は払っておくからという電話連絡があったことを憶えていると申述している。

これについて、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの期間については、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びB市の還付整理簿により、「取得前の期間」を還付事由として保険料が還付されたことが確認できるが、申立人は49年3月に短大を卒業した後は被用者年金に加入していなかったことから、当該期間は、本来、強制加入被保険者期間であり、行政側は、申立人が任意加入から強制加入に変更となった49年4月にさかのぼって国民年金の資格取得の処理をするべきところを、加入手続をした53年1月を資格取得日として処理したため、当該期間の保険料が「取得前の期間」として誤還付されたものと推認できる。

2 申立期間のうち、昭和48年\*月から52年3月までの期間については、申立人の国民年金への加入手続をして当該期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は既に他界しており証言が得られない上、申立人自身は保険料の納付に関与していなかったことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年1月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年\*月から50年9月までは時効により納付できない期間であり、引き続き50年10月から52年3月まではさかのぼって納付することが必要な期間となるが、上述のとおり当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から平成8年10月21日まで  
当初15万円であった株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている。当該期間の標準報酬月額を、訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が、申立期間当時勤務していた株式会社Aは、平成9年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年4月17日に、昭和61年10月から平成6年10月までの9回の定時決定を取り消した上で、申立期間のうち昭和61年11月から平成元年11月までの期間については15万円から6万8,000円に、同年12月から6年9月までの期間については15万円から8万円に、同年10月から7年1月までの期間については15万円から9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、株式会社Aの厚生年金保険の被保険者資格を平成8年10月21日に喪失しており、申立人の標準報酬月額は同日以降の9年2月20日に、7年10月の定時決定及び8年10月の定時決定を取り消した上で、申立期間のうち7年2月から8年9月までの期間については15万円から9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は平成7年9月30日において株式会社Aの取締役であったことが確認できるところ、申立人は、当初同社

を経営していたとしているが、社会保険の仕事は担当しておらず、6年10月以後は同社の経営をその兄に引き継ぎ、同年同月以後は同社の経営に関与せず、Bの仕事に従事し、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正については知らなかったと主張しており、前述のとおり、商業登記簿<sup>そきゅう</sup>においても、遡及訂正が行われた9年より前の7年9月30日においては、申立人が代表取締役ではないことが確認できる上、複数の同僚も、9年当時、申立人は会社の経営を行っておらず、社会保険事務には従事していなかったと供述している。

加えて、オンライン記録によれば、株式会社Aの元事業主の標準報酬月額は、申立人と同日の平成9年4月17日に、6年9月の資格取得時決定を取り消した上で、同年9月から7年1月までの期間について20万円から8万円<sup>そきゅう</sup>に遡及して訂正され、申立人と同日の9年2月20日に、7年10月の定時決定及び8年10月の定時決定を取り消した上で、7年2月から9年3月までの期間<sup>そきゅう</sup>について20万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理<sup>そきゅう</sup>を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から15万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年6月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から9年9月までの期間は34万円、同年10月から10年4月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年5月1日まで

A株式会社における平成8年6月から10年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、国（厚生労働省）側の記録では、8年10月まで32万円、9年10月まで34万円、10年4月まで44万円だったものがすべて9万2,000円に引き下げられているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から8年9月まで32万円、8年10月から9年9月まで34万円、9年10月から10年4月まで44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年6月1日以降の同年6月5日付けで、申立人を含む取締役及び従業員計10人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されており、申立人については、標準報酬月額が、8年6月までさかのぼって、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、当該事業所が加入していたB基金の加入員記録によると、申立人の申立期間における標準報酬給与は、社会保険事務所（当時）における遡<sup>そきゆう</sup>及減額処理前の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時は代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、当該事業所が適用事業

所でなくなった平成10年6月1日以前の同年5月27日に代表取締役を辞任しており、社会保険事務を担当していた元総務部長は、「社会保険事務所に対する窓口は自分であり、被保険者資格喪失届を書き、破産管財人に会社の実印を押してもらい社会保険事務所に送付した記憶がある。申立人は代表取締役であったが、社会保険の事務及び社会保険事務所の職員との交渉には一切関与していなかった。」と供述している。

さらに、複数の同僚及び経理担当二人は、「申立人は、創業者の代表取締役である父親が病気で倒れたため、身内であることから、急遽、連名の代表取締役に就任したが、主にC業務を担当しており、社内における間接業務はすべて担当部署に任せていたため、当然ながら社会保険業務には、全く関わっていなかった。滞納保険料の納付方法について社会保険事務所と相談したのは自分であり、申立人は関与していない。日常業務に支障を来さぬよう申立人から会社の実印を預かっていたが、倒産後、会社の実印は破産管財人に渡したため、会社単独の決済はできなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成8年6月から同年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年4月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年9月から37年7月までは3万円、同年8月は3万3,000円、同年9月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から40年8月1日まで

A株式会社には、昭和36年3月1日の入社から43年9月の退社まで約8年間在籍したが、同社での厚生年金保険の記録は、40年8月1日からとなっており、入社日から同年7月までの記録が無い。資料として入社辞令があり、給与明細書は、自宅改築の際に廃棄処分してしまったが、36年から退社前月まで保険料を天引きされていた記憶がある。旧社会保険事務所で、記録調査を行ったが、会社が適用事業所になったのが、40年8月1日からで、その前の加入資格は無いということで認められなかった。後に、このような案件でも救済があると新聞等で知ったが、証明方法も無くあきらめていた。平成22年に入って、当時の職員二人がB地及びC地における年金記録確認地方第三者委員会に申立てを行ったことを、両委員会からの調査協力依頼文書で知った。この中で、D委員会に申し立てたE氏は、昭和36年9月から37年12月までの給料明細書を添付して申立てを行っており、私の記憶を裏付けたものと思い、当時の経理担当であったF氏が存命中なので、この事実を知ることによって明確に真相を解明できるものと考え申立てを行った。調査の上、申立期間について被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社発行の昭和36年3月1日付け辞令、37年7月18日付け辞令及び申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、36年3月1日から申立期間を含む43年9月15日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA株式会社の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である昭和36年9月から37年11月までの期間に係る給与明細書を保管しており、当該明細書から厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間において同社の経理担当であった同僚は、「入社と同時に、社員の給与から健康保険料と厚生年金保険料をセットで控除していた。」と供述している。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿（紙台帳）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年8月1日であることが確認できるが、同社は、35年7月\*日に法人として設立しており、複数の同僚が、申立期間当時、社員は15人から30人程度いたと供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の保管していた給与明細書の保険料控除額から、昭和36年9月から37年7月までは3万円、同年8月は3万3,000円、同年9月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年2月から同年7月までは18万円、同年8月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年10月1日まで

A株式会社に平成4年4月から17年9月まで勤務していたが、勤務期間の一部である申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より少なく記録されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成5年2月から同年7月までの期間及び同年8月から6年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、それぞれ当初18万円、20万円と記録されていたが、6年4月20日及び同年4月21日付けで、申立人を除く42人（申立期間中の訂正処理日（同年4月20日及び同年4月21日）の前月までに資格を取得した者）の標準報酬月額の記録が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額も、13万4,000円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社が加入しているB組合の記録では、申立人の標準報酬月額は平成4年10月から5年7月までの期間は18万円、同年8月から6年9月までの期間は20万円であり、申立期間のうち5年2月から6年9月までの期間については、オンライン記録の訂正前の記録と一致

していることが確認できる。

また、当時の経理担当者は、A株式会社の経営状況が悪化し、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所に相談していた旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月20日及び同年4月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年2月から同年7月までは18万円、同年8月から6年9月までは20万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で13万4,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の平成6年10月から7年9月までの標準報酬月額については、申立てに係る事業所において、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた元同僚の所持する給与明細書によれば、オンライン記録では、給与明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（遡及訂正前に記録されていた6年9月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できるとともに、当該同僚のオンライン記録の遡及訂正前の標準報酬月額と健康保険組合の標準報酬月額は申立人と同様に一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、申立人の健康保険組合の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間の全期間にわたり事業主により控除されていたと認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額（健康保険組合に記録された標準報酬月額）とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、昭和24年12月16日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、26年3月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間のうち、24年12月16日から26年3月31日までの期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年12月から25年7月までの標準報酬月額は7,000円、25年8月から26年2月までの標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月10日から26年3月31日まで  
私のA株式会社における厚生年金保険の記録は、昭和24年10月10日資格喪失となっているが、私は26年3月末日まで同社に在籍していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、その期間、私はB組合の執行委員に選出され組合専従者になったが、同労組の厚生年金保険適用年月日は28年10月1日ということであり、申立期間については、私の厚生年金保険料はA株式会社C工場又はD本社の所属として控除されていたと考えられる。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（記号番号\*）では、申立期間のうち、昭和24年12月16日から26年3月31日までの期間について、基礎年金番号に未統合となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の番号で同姓同名、かつ、同一生年月日の記録があり、24年12月16日に資格を取得し、喪失年月日の記載が無いことが確認できる。

しかし、同名簿の被保険者記録には、昭和25年8月1日に標準報酬月額の変更記録(8,000円)が確認できる上、A株式会社が提出した同社C工

場に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が 21 年 9 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年 9 月 10 日に資格を喪失したこと、及び同年 12 月 16 日に再び資格を取得し、26 年 3 月 31 日に資格を喪失したことが確認できることを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 12 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 24 年 12 月から 26 年 2 月までの期間の標準報酬月額については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び A 株式会社が提出した厚生年金保険被保険者台帳の記録から、24 年 12 月から 25 年 7 月までは 7,000 円、同年 8 月から 26 年 2 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 10 月 10 日から同年 12 月 16 日までの期間については、A 株式会社の人事担当者は、人事記録等が無く不明としており、申立人が申立事業所に勤務していたことの確認ができない。

また、申立人は、当該期間においては、B 組合の専従者として C 工場敷地の一部にあった倉庫跡の建物で労働組合の業務に従事したとしているものの、本社及びほかの工場にもそれぞれ専従者がいたが、委員長等責任者の氏名等は全く不明であると供述しているため、同僚専従者について供述を得ることができない。

なお、申立人が、当該期間、組合専従者として従事したとする B 組合の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 28 年 10 月 1 日であることが同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成元年4月1日から3年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、38万円であったと認められることから、元年4月から3年9月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成12年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成12年4月の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から8年10月1日まで  
② 平成10年10月1日から11年10月1日まで  
③ 平成12年4月1日から同年5月1日まで

昭和59年1月1日から平成12年4月30日まで株式会社Aに勤務して、元年4月から10年9月までは約38万円、同年10月から退職するまでは約28万円の月給を得ていたが、元年4月から8年9月までの期間及び10年10月から11年9月までの期間の標準報酬月額が低すぎる。また、12年4月分の年金記録が無い。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正し、12年4月を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成元年4月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおけるオンライン記録により、当初、元年4月から3年9月までの期間は38万円と記録されていたところ、2年11月30日付けで、元年4月まで遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、事業主及び

取締役等3人の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、同僚の取締役は、「申立人はB業務を担当しており、社会保険事務は担当していなかった。」と供述しているほか、経理を担当していた取締役も、「申立人は、社会保険事務は担当していなかった。」と供述している。

加えて、経理担当の取締役は、「当時は会社の経営が厳しく、何か月も保険料を滞納していたため、社会保険事務所から社長が呼出しを受け、給料の実際金額とは別の少ない金額で標準報酬月額を届け出れば保険料を抑えることができる旨の教唆を受け、喜んで帰ってきたことを記憶している。」と供述している上、元事業主も社会保険料の滞納があったことを認めていることから、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成2年11月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①のうち元年4月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①のうち、平成3年10月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（3年10月1日）において、20万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間についても38万円の標準報酬月額を得ていたと申し立てているところ、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、3年10月から7年9月までの期間は20万円、同年10月から8年9月までは32万円と記録されていることが確認できる。

しかし、その主張する報酬額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも保険料控除に係る資料及び明確な供述を得られず、事業主からは不明と回答された。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成3年10月から8年9月までの期間について、

申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人は、平成 12 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで、引き続き株式会社 A に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が当該期間は同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における資格喪失日は、当初、平成 12 年 5 月 1 日と記録されていたところ、同年 9 月 25 日付けでさかのぼって同年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主は、平成 12 年 9 月 25 日付けの訂正処理については正確な回答ができないとしているものの、申立人と同様に、同社の総務部長だった同僚取締役も、資格喪失日が同年 4 月 1 日に遡及訂正されていることが確認できる。

加えて、複数の同僚が株式会社 A は資金繰りが困難であったと供述している上、事業主も厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初の資格喪失日である平成 12 年 5 月 1 日に訂正することが必要であると認められる。

なお、平成 12 年 4 月の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、28 万円に訂正することが妥当である。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の株式会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、22 万円と記録されているところ、申立人は、当該期間における標準報酬月額は 28 万円であったとして、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する報酬額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも保険料控除に係る資料及び明確な供述を得られず、事業主からは具体的な回答が得られなかった。

また、オンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然な記録はない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格喪失日に係る記録を平成15年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月28日から同年3月1日まで

A株式会社にB職として、平成2年5月21日に入社し、62歳の定年退職日である15年2月28日まで正社員として勤務し、その後非常勤職員として21年1月まで勤務した。当社の定年退職の規定では月末まで在職するとなっているのに、社会保険庁（当時）の記録では申立期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に定年到達により厚生年金保険被保険者資格の喪失日が定年到達月の末日となっている同僚が所持する給与明細書において、当該月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の提出した預金通帳によると、平成15年2月分の定年退職時の最終振込額とその前月の同年1月分の振込額はほぼ同等であり、同社の保険料控除は当月控除であることから、同年2月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことがうかがえる。

一方、A株式会社は、「申立人は、定年退職であるため平成15年2月28日まで正社員として在職しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年

3月1日である。会社の事務処理に誤りがあり、誤った資格喪失日を届け出た。また、当該保険料の納付は行っていなかった。」と回答している。なお、当該事業所の就業規則に、定年退職は指定年齢到達月の末日まで勤務すると規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成15年1月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は届出の誤り及び保険料の納付を行っていないことを認めていることから、事業主は平成15年2月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和45年5月8日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月8日から同年9月1日まで  
社会保険事務所（当時）に船員保険の被保険者期間を照会したところ、C株式会社（現在は、株式会社D）に継続してE職として勤務（申立期間は子会社であるA株式会社に勤務）していたのに4か月の被保険者期間が未加入となっている。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時において、C株式会社及びA株式会社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、申立期間においてF職として勤務していた。」と回答していること、並びにC株式会社がA株式会社及びG株式会社は子会社及び関連会社であると回答するとともに、C株式会社が保管する人事記録において昭和45年5月8日にA株式会社に異動した旨の記載があることから判断すると、申立人がC株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（45年5月8日にC株式会社からA株式会社に異動、同年9月1日に同社からG株式会社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る船員保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 5 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年1月から8年9月までを36万円、同年10月から13年2月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から13年3月21日まで  
年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が低くなっている。手元に残っている給料明細書には保険料控除額が記載されており、これに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年1月から12年5月までは申立人提出の給料明細書及び源泉徴収票から保険料控除額が確認でき、同年6月から13年2月までについては同僚から提出された給料明細書の厚生年金保険料控除額が8年10月に保険料率の改定があったにもかかわらず、6年11月から13年3月まで同じ額（記録されている標準報酬月額に相当する保険料より高額であるが、給与支給月額に相当する額より低額）であることが確認できることから、申立人についても同じ扱いであったことが推認できるため、6年1月から8年9月までを36万円、8年10

月から13年2月までを34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述を得られないが、給料明細書、源泉徴収票及び給与振込額において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、平成6年1月から13年2月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書及び源泉徴収票で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年1月から同年9月までは53万円、同年10月から14年6月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から14年7月30日まで  
株式会社Aに平成13年1月から14年7月まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、標準報酬月額が9万8,000円になっている。当時の報酬は50万円くらいだったと思うので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額額は、当初、平成13年1月から同年9月までは53万円、同年10月から14年6月までは47万円と記録されていたところ、同年5月9日付けで、13年8月から14年6月までの期間が32万円に、また、同年5月9日付けで、13年8月から14年6月までの期間が26万円に、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（14年8月30日）より後の同年9月19日付けで、13年8月から14年6月までの期間が11万8,000円に、その後、同年12月27日付けで、13年1月から14年6月までの期間が9万8,000円にさかのぼって訂正されており、申立人と同様に事業主及び取締役等についても標準報酬月額を遡及して引き下げていることが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る未払賃金の立替払確認通知書によると、平成13年12月分から14年3月分までにおける各月の未払賃金額は45万7,000円と記載されていることから、申立期間においては、申立人

が主張する標準報酬月額に相当する報酬が支払われていたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、ほかの取締役の一人は、「申立人は営業担当の取締役であり、社会保険などの経理及び総務の事務は自分が行っていた。遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理の手続についても自分が行った。」と供述しているほか、ほかの同僚も「申立人は営業担当だった。」と供述している。

加えて、株式会社Aに係る滞納処分票の記録では、同社が平成13年以降、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していることが確認でき、滞納保険料の納付について、社会保険事務所と上記取締役が頻繁に交渉を行っていた記載がある。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成13年1月から同年9月までは53万円、同年10月から14年6月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から42年3月2日まで  
(A株式会社)  
② 昭和42年10月16日から44年10月1日まで  
(B株式会社)  
③ 昭和45年1月5日から同年10月31日まで  
(C社)

申立期間①、②及び③について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えが無い。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、支給決定日（昭和46年7月21日）の約7か月前の45年12月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和46年7月21日）の約1か月半後には、国民年金に任意加入しており、保険料も納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保

険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者手帳番号が同じであるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない9か月であるとともに、当該事業所のオンライン記録に記載されている女性被保険者のうち脱退手当金の支給記録があるものは申立人を含め二人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成4年8月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月から同年7月までの標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年8月25日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間を含め平成4年9月20日まで、株式会社Aに従業員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、株式会社Aに係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年3月31日）より後の4年8月25日付けで、申立人を含む24人について、資格喪失日が同年3月31日にさかのぼって記録されているほか、同日付けで同社の事業主も標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主及び元同僚から、平成4年8月当時、当事業所において、資金繰りが悪化し多額の厚生年金保険料の滞納があったとの供述が得られた。

さらに、株式会社Aは法人事業所であり、適用事業所でなくなった日において、常時従業員が在籍していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に

資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡<sup>そきゆう</sup>及処理が行われた同年8月25日であると認められる。

また、平成4年3月から同年7月までの標準報酬月額については、同年2月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B株式会社）C支社における資格取得日を昭和49年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月21日から同年7月1日まで  
昭和49年4月1日にA社に新卒にて総合職として入社し、現在に至っている。

厚生年金保険料は入社以来天引きであり、未払や資格期間の途切れは無いはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所から提出された勤務証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年6月21日にA社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで  
オンライン記録によると、A株式会社での昭和61年9月29日から同年10月1日までの記録が無いとされているが、55年4月1日から平成10年4月30日まで継続して勤務しており、当該期間の厚生年金保険の記録が抜けているとは考えられない。会社からの証明書類及び給与明細書もあるので厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員台帳、事業主の供述、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書などから、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和61年10月1日にA株式会社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月の給与明細書における報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月25日から同年6月1日まで  
② 昭和41年8月26日から同年9月1日まで

申立期間①については、昭和41年5月に有限会社Bを閉鎖し、株式会社Aに戻った際の厚生年金保険の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、株式会社Aに勤務していたC氏がのれん分けの形で有限会社Dを設立した際、同僚約10人とともに私も異動した。独立時期の1か月の厚生年金保険の記録が確認できないため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録並びに株式会社A及び有限会社Bの当時の経理担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、有限会社B及び同社の親会社である株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年5月25日に有限会社Bから株式会社Aへ異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和41年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、有限会社Dの事業主は、「当社が厚生年金保険に加入したのは、昭和41年9月1日であり、同日より前の期間については、厚生年金保険料を控除していないし、誰も厚生年金保険に加入していない」旨の回答をしている。

また、事業所記号順索引簿によると、有限会社Dは昭和41年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年9月1日付けで事業主を含む健康保険の整理番号1番から13番までの13人が資格を取得していることが確認でき、同日より前に同社で厚生年金保険の記録が確認できる者は見当たらなかった。

さらに、所在が確認できた当時の同僚に照会したが、申立期間②の厚生年金保険料の控除について、具体的な資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年4月まで

昭和40年\*月に20歳になったころ、A店を自営していた父が、私、双子の兄及び同僚の従業員の3人分の国民年金の加入手続を一緒に行い、保険料も納付してくれていたと生前父から聞いたことがある。

昭和46年5月に私が結婚するまで父が保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続や納付をしたとするその父は既に他界しており、国民年金の加入手続及び納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった昭和40年\*月ころ、その父が申立人、双子の兄及び同僚の従業員の3人分の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料も納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年1月ころに払い出され、申立人の兄の手帳記号番号は55年5月ころ、同僚の店員の手帳記号番号は40年1月ころに払い出されており、申立人の申述と符合しない上、申立人の手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間は時効により国民年金保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月及び同年10月

昭和51年6月に結婚するので同年5月に退職し、A組合を脱退した。当時、国民年金は任意加入の制度であることを知っていたが、妊娠中で体調がすぐれず同年9月ころになってやっとB市役所で加入手続きをすることができた。本来であれば同年6月までさかのぼって加入したかったが、当時はお金の余裕がなく、それでも3か月分を工面して同年9月から同年11月までの国民年金保険料を市役所で納めた。保険料は定かではないが、2万円から2万5,000円くらいまでだったと記憶している。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和51年9月から同年11月までの国民年金保険料について、納付書を使わずB市役所の窓口で納付したとしているが、B市では、当時4半期ごとの納付書により金融機関で保険料を納めることとなっており、市役所窓口では保険料を収納していないとしていること、及び申立人は、51年9月から同年11月までの保険料として2万円から2万5,000円を納付したとしているが、同年9月から同年11月までの3か月分の保険料額は4,200円であることなど、申立内容は当時の状況と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年11月ころに払い出され、申立人は、51年11月12日に国民年金に任意加入しているため、申立期間は、制度上国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から42年2月まで

私は20歳になったときは学生だったが、父が国民年金の加入手続きをして母が保険料を納付してくれていた。昭和45年5月に結婚したとき、母から厚生年金保険の加入期間以外はきちんと納付してあるから、これからは自分で保険料を納付し続けるようにと言われ、母の言葉を守り保険料はすべて納めてきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに申立人の父が国民年金の加入手続きをしてくれ、申立人の母が保険料を厚生年金保険加入期間以外は納付してくれたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び結婚するまでの保険料納付には直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付をしてくれたとする両親は既に他界しており、国民年金の加入手続き及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の払出時期及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の納付記録欄により昭和42年4月の保険料が同年4月30日に納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続きは同年4月ころ行われたと推認できる上、上記A町の被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は、国民年金被保険者資格を同年4月1日に取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から50年3月まで

会社を辞めた後の昭和48年11月に結婚したが、そのころに国民年金の加入手続をしたように思う。保険料は夫婦二人分を妻が納付していたので、妻が納付済みとなっている申立期間は自分の分も払っていたと思う。兄が町役場に勤めていて、年金の話でさかのぼって払えるときは払っておいた方がよいという話を聞いていた。さかのぼって払ったような記憶もあるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したころに国民年金の加入手続をし、その妻が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号払出状況から昭和51年1月ころ払い出されていることが確認できること、及びA市の国民年金被保険者名簿に「昭和51年1月10日手帳発行」と記載されていることから、申立人は、51年1月ころに国民年金の加入手続をしたと推認でき、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立期間について国民年金保険料をさかのぼって払ったような記憶もあるとしているが、納付期間、納付金額及び納付場所についての具体的な記憶は無く、保険料を払っていたとするその妻も申立期間当時の保険料納付についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から62年1月まで

A駅前のB店に勤め、店舗2階の社員寮で10人くらいの同僚と住み込みで勤務した。20歳になり、同僚が国民年金を納付していたのでC市役所で国民年金の加入手続をして店舗前のD銀行（現在は、E銀行）F支店で毎月納付書によって納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B店に住み込みで勤務し、20歳になった昭和60年\*月ころ先輩や同僚と同様に国民年金に加入し、毎月保険料を銀行で納付したとしているが、申立期間に申立人と同じ社員寮に居住し、申立人と同時期に国民年金保険料を納付していたと証言する先輩社員の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から平成5年9月ころ払い出されたと推認でき、同人に申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、申立期間に申立人と同じ社員寮に居住し、保険料を納付していたとする者7人の納付記録を見ると、未加入者4人、未納である者二人、一部未納である者一人となっているなど、申述と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号の払出状況から平成6年3月ころ払い出されたと推認でき、申立人は、国民年金被保険者資格を同年1月6日に取得していることが申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、C市は、申立期間当時は国民年金保険料納付は3か月ごとに1

期3か月分を納付する方式であり、平成3年4月に毎月納付となるまで金融機関で1か月分を毎月納付することはできなかったとしている。

加えて、申立人は、加入手続及び納付した保険料額に関する記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

私は15歳の時、住み込みでA区のB店に入った。20歳（昭和40年\*月）になり店主から国民年金の話聞き、兄弟子や同僚とともに加入手続と国民年金保険料の納付を店主にお願いしていたはずである。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和40年\*月）になった時に、当時住み込みで働いていたB店の店主に国民年金の加入手続を行ってもらうとともに、保険料の納付も行ってもらっていたと申し立てているが、その店主は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和42年3月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間はさかのぼって納付する期間となるが、兄弟子及び同僚の証言からその店主がこの二人の保険料を納付していたことは推測できるものの、オンライン記録によるとその店主と兄弟子及び同僚は、いずれも国民年金手帳記号番号が払い出された年度の当初から納付が開始されていることから、申立人だけがさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から49年12月まで  
私が20歳(昭和45年\*月)の時、叔母が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料の納付については、数か月分ずつを定期的に叔母に渡して、入金を頼んでいた。申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続と保険料の納付をその叔母が行ったと主張しているが、叔母は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は払出簿により昭和50年1月30日に払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間のうち、45年\*月から47年9月までは時効により保険料を納付することができず、47年10月から49年12月まではさかのぼって納付する期間となるが、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「昭和50年2月13日資格取得」とあり、裏面の検認記録欄の昭和49年度4月から同年度12月までの欄に「拒否」と記載されていることから、50年1月分から納付開始されたと考えられる上、当委員会において氏名検索等の調査も行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和51年2月ころ親に勧められて、A市役所B出張所（現在は、A市役所C所）で国民年金の加入手続をした。保険料は私自身が漏れなく納付し続けていた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年2月ころA市役所B出張所で国民年金の加入手続をし、保険料は漏れなく申立人が納付していたと申し立てているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者でなくなった日」欄には「昭和59年4月18日」と記載されているとともに、A市の公印が押されており、「被保険者となった日」欄には「昭和61年4月1日」と記載されている上、A市国民年金被保険者名簿の資格喪失欄には「59.4.18」と、国民年金被保険者台帳(旧台帳)の喪失年月日欄に「59.4.18」とそれぞれ記載されていることから、申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から59年3月まで  
20歳になった昭和53年ころ、自宅に来た男性二人に勧められて国民年金に加入し、保険料も私がA銀行（現在は、B銀行）C支店の窓口で納付していた。加入当初の保険料は3,000円くらいで、2か月ごと又は毎月納付していたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年ころに国民年金の加入手続きをし、保険料はA銀行C支店の窓口で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から59年12月5日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち53年7月から57年9月までの期間は時効により納付できず、同年10月から59年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いと供述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

申立期間の国民年金については、私がA市役所で加入手続をした。保険料については、私がB地の銀行で納付したので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続をし、保険料はB地の銀行で納付したとしているが、申立人は、申立期間の国民年金に関し、保険料額や納付場所等に関する記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人には、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人の基礎年金番号はC年金の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 8 月までの期間及び 60 年 10 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 57 年 8 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から 62 年 6 月まで

申立期間①については、会社を退職後の昭和 56 年 8 月に自分で A 区役所に行って国民年金への加入手続をし、保険料を納めたと思う。

申立期間②については、B 区役所で資格変更の手続をして保険料を納め、その後 C 市で長女を出産し、自分で C 市役所へ行き、いつ子供が病気になるか分からないので国民健康保険に加入したが、その際に市役所の職員に国民年金の手続もした方がいいと言われ、住所変更手続をして保険料を納めた。

申立期間①及び②が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和 56 年 8 月に自分で A 区役所に行って国民年金への加入手続をし、保険料を納めたと思うとしているが、申立人の保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が明確ではなく、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 6 月ころ払い出されていると推認され、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B区役所で資格変更手続をして保険料を納め、その後C市で長女を出産し、いつ子供が病気になるか分からないので自分でC市役所へ行き、国民健康保険に加入したときに国民年金の住所変更手続をして保険料を納めたとしているが、申立人の保険料納付場所及び納付金額に関する記憶が明確でなく、申立期間②当時の保険料納付状況が不明である。

また、C市役所によると、申立期間②当時、国民健康保険に加入した場合、国民年金にも加入するように勧めていたが、繁忙期には国民年金への加入を案内できなかったことがあり、案内できても国民年金には加入せずに帰ってしまう方がいたため、国民健康保険へ加入したことで必ず国民年金へ加入したとは言えないとの回答であった上、申立人が申立期間②当時国民健康保険に加入していたか否かについては記録が保存されておらず不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり平成元年6月ころ払い出されていると推認され、その時点では、申立期間②のうち、昭和60年10月から62年5月までは時効により納付できず、62年6月はさかのぼって納付する期間となるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているため、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成7年\*月に20歳となり、その当時は専門学校の学生だったが4月からの就職先が内定しており、市役所から案内が郵便で来ていたので、母親が「会社から入社後に国民の義務である年金が未払と指摘を受けたら、国民年金の番号を聞かれた場合に困るだろう。」と思って1か月分を納付してくれた。母親から1か月分の年金を払って来たと言っているし、母親も払ったと言っているのに申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年\*月に20歳となり、市役所から案内が郵便で来ていたので、その母親が国民年金保険料の納付をしてくれたとしているが、申立人自身は市役所からの案内を見ておらず国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないとしている上、申立人の国民年金保険料納付をしたとするその母親は、市役所からの案内が国民年金の加入案内だったのか具体的な記憶が無いとしていることから、申立期間における国民年金の加入手続及び納付状況が不明である。

また、国民年金に加入した際に交付される年金手帳について、申立人は、受け取った記憶は無く、その母親も年金手帳を受け取ったかどうか、年金手帳を申立人に渡したかどうか明確な記憶は無いと証言している。

さらに、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間は未加入期間であることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付

することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から56年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から56年2月まで  
実家に帰省したとき、母、姉及び兄嫁から国民年金と付加保険料の加入を勧められ、昭和48年2月にA市役所で加入手続を行い、定額保険料と付加保険料を納付していた。その後、B市に転居した際も同様に保険料の納付をしていた。申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、実家に帰省したとき、その母、姉及び兄嫁から国民年金と付加保険料の加入を勧められ、昭和48年2月にA市役所で加入手続を行い、定額保険料と付加保険料を納付し、その後、B市に転居した際も同様に保険料の納付をしていたとしている。しかしながら、申立期間の定額保険料については、すべて納付済みである一方、申立人の年金手帳、B市の国民年金被保険者台帳及び国民年金保険料納付台帳により、申立人の付加保険料の加入手続日は56年3月11日と確認できる。このことから、オンライン記録どおり56年3月から付加保険料の納付を開始したものと考えられる。

また、申立期間は、97か月と長期間である上、A市及びB市にまたがっており、これら二つの行政機関において事務処理を誤ることは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 12 月 30 日まで  
申立期間は、本社が A 区、事務所が B 区にあった C 社で D 業務をしていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

日本年金機構 E 事務センターでは、適用事業所名簿に C 社に該当する事務所は確認できないとしている。

また、法務局において、申立事業所の商業登記簿は確認できず、上記のとおり、適用事業所としての記録も確認できないことなどから、申立内容に関して事業主に対する照会ができない上、申立人は同僚の氏名を覚えていないことなどから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について同僚に照会することもできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から 34 年 6 月まで

申立期間は、A地にあった有限会社Bに勤務し、同社では、全社員が自宅兼会社の脇の寮に住み込みで仕事をした。勤めて1か月から2か月後に年金手帳を手渡されたが、大事なものであるとして会社で保管していた。厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によると、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 37 年 5 月 1 日である。

また、有限会社Bでは、申立期間当時の関係資料は無く当時のことは分からないが、厚生年金保険に加入する前は、従業員からは厚生年金保険料は控除していないとしており、当時の事業主は既に他界し、申立内容に関して確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚については、居所が不明で照会できないなど、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①にはA院に、申立期間②にはB院に、C院（現在は、D院）から派遣されて、E科の医師として勤務していたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。さらに、申立期間③及び④について、C院に昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 3 月 31 日までの期間及び 60 年 8 月 1 日から 63 年 3 月 31 日までの期間勤務したが、いずれの勤務期間についても資格喪失日が 3 月 31 日と記録されているため、当該期間における被保険者記録がそれぞれ 1 か月無い。調査して、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A院における当時の上司及び申立人の後任であったという医師の供述並びにD院の保管する人事記録から、申立人が、申立期間に同院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が前任者として氏名を挙げ、自身もC院からA院E科へ派遣されて昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで勤務したと供述している医師の、同院における厚生年金保険被保険者資格記録は確認できない上、ほかの同僚においても、A院への 2 回目の派遣として、58 年 6 月 1 日から 59 年 1 月 31 日まで勤務した期間について、当該勤務に係る被保険者資格喪失日は 58 年 9 月 4 日と記録されており、同日から 59 年 1 月 31 日までの被保険者資格記録は確認できないことから、当時、

同院における厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、B院を経営するF会が保管する職員採用辞令及び退職辞令等により、申立人が申立期間に同院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F会は、申立期間当時はG組合（H年金）に加入しており、従業員は同組合員となっていたため厚生年金保険に加入することはなかったと回答しており、同組合のホームページからも、昭和34年1月から平成14年3月まで、H年金制度が運用されていた事実が確認できる。

また、G組合は、「当時から、2か月以上の勤務期間があれば加入を認めていたが、各団体が届出を行う基準はまちまちだったと思う。H年金加入員記録の中に、申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

- 3 申立期間③及び④について、D院が保管する申立人に係る昭和63年4月の基準給与簿から、同院が翌月控除としている同年3月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、同院の保管する人事記録に、申立人がC院に昭和58年12月1日から任期1日（59年3月30日まで任用を日々更新）で採用され、59年3月30日限りで退職したとの記録と、60年8月1日から任期1日（61年3月30日まで任用を日々更新）で採用され、半年ごとに同様の採用が繰り返された後に、63年3月30日限りで退職した記録が確認できる。

- 4 すべての申立期間について、申立人は、給与明細書など、勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4494 (事案 1719 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 16 日から同年 12 月 1 日まで  
株式会社Aにおける平成 9 年 6 月 16 日から同年 12 月 1 日までの標準報酬月額が、同年 12 月 2 日に、30 万円から 15 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられているのはおかしいと申立てをしたが、訂正は必要ないとの回答があった。新たに、保険料控除額が記載されている 9 年 11 月の賃金計算書が見つかったので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、株式会社Aは、平成 9 年 5 月 16 日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び従業員 7 人が被保険者資格を喪失しているが、その 1 か月後の同年 6 月 16 日に再び厚生年金保険の適用事業所になり、さらに同年 12 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所でなくなるまでの期間に厚生年金保険被保険者であった者は申立人のみであり、事業主が当該申立人一人を厚生年金保険被保険者としたこと、及び同社が再び適用事業所ではなくなった直後に申立期間に係る標準報酬月額の訂正を届け出たことは、申立人の意向に沿って行った旨の供述をしている等を理由として、既に当委員会の決定に基づいて 21 年 10 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、申立人は、再申立てにおいて、株式会社Aの破産管財人から申立人が未払給与の一部として残余財産の配分を受けた際に受領したとする平成 9 年 11 月の賃金計算書を新たに提示し、同月には訂正前の標準報酬月額にもとづく厚生年金保険料が給与控除されたと主張するとともに、自身が申立期間に係る標準報酬月額の訂正に関与したことはないと主張している。

しかしながら、事業主は、今回の調査においても、当該訂正の届出は申立人の申出によるものだと回答しており、ほかに事業主が行ったとされる申立期間に係る標準報酬月額の訂正の届出が申立人の意向によるものではないことを証明する資料は見当たらない。

なお、申立人が保管する平成9年11月の賃金計算書によると、厚生年金保険料が記載されているものの、当時の保険料率により計算された保険料額とは著しく相違しており、事業主により作成されたものであることを確認することができないことから、後日、未払給与額を計算する目的で作成されたものであることがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月ころから同年11月ころまで  
A村(現在は、B区)に住んでいた時の昭和 34 年6月ころから同年11月ころまで、職業安定所の紹介で村の人 20 人から 30 人と一緒に、C県でD工事の仕事にE員として従事したが、会社名は覚えていない。  
厚生年金保険の記録には、この期間の記録が無いので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にD工事に従事したが、給与明細書等の資料は無く、会社名も覚えていないと供述しているため、申立人に当該工事を紹介したとする当時のA村を管轄するF公共職業安定所に照会したが、申立期間に係るG台帳に申立人の記録は確認できなかったとの回答があり、また、旧A村役場(現在は、H事務所)からは、「当時、I関係の職業案内をした記録は無い。」との回答があり、申立事業所を特定することはできなかった。

このため、多方面にD工事に関わった事業所について照会したところ、地元新聞社から当該道路の開通に係る特集記事の提供があり、その内容から当該工事を行ったのは、株式会社J、K株式会社及びL株式会社の3M業者であることが判明し、申立人が覚えていた工区がN地周辺であること、事業所からの工区の回答、上記記事に載っている工事現場事務所長の所属先等から、申立事業所は株式会社JのO支店であると推認できる。

しかしながら、申立人に対し当該工事に携わった上記3M業者を教示し、申立事業所の確認を行ったが、申立人は、事業所名を思い出せず不明であると供述しており、勤務事業所及び勤務期間が特定できない。

なお、申立事業所として推認できる株式会社 J の O 支店に係る健康保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日が昭和 34 年 2 月 13 日から 35 年 1 月 1 日までの期間に、申立人の氏名及び申立人が同僚として挙げた二人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番は無い。

また、株式会社 J は、当時の D 工事に携わり、工区は N 地付近、工事期間は昭和 33 年 8 月から 34 年 10 月までだが、工事従業者を P 県から採用したかどうか、及び工事従業者に対する社会保険の取扱い等については、不明であるとの回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から48年8月1日まで  
② 昭和52年3月25日から同年4月1日まで

申立期間①については、A株式会社に昭和47年4月1日から52年4月1日まで勤務していた期間のうち、47年10月から48年7月までの標準報酬月額が引き下げられている。

また、申立期間②については、年金事務所から、A株式会社における被保険者資格喪失日について、昭和52年3月25日と記録されていると聞いたが、退職したのは同年4月1日だったので、喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A株式会社に入社後、給与に変動が無かったのに、標準報酬月額が下げられているのは納得がいかない。」と主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和47年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む20人のうち、同年10月に定時決定が行われた同僚14人の標準報酬月額は、入社時における標準報酬月額の決定額よりも増額した者7人、同額の者3人、減額した者4人と認められ、申立人と同僚らの標準報酬月額は、ほぼ同額であったことが確認できる。

また、複数の同僚が、申立人と同様に、「給料の支給額は、入社後に

特別な変動は無かった。」と供述していることから、昭和47年10月の定時決定は、入社後の給与実態にあった標準報酬月額の設定がされたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額について、被保険者資格取得時は8万6,000円、同年10月の定時決定は5万2,000円、48年8月の随時改定は9万8,000円とされており、オンライン記録における当該標準報酬月額の記録も一致している。

なお、申立人は、会社及び社会保険事務所（当時）の事務処理に対して、不信感を主張しているが、申立期間①当時における厚生年金保険の標準報酬月額の設定は、5月、6月及び7月における給与支給総額を算定基礎資料として8月に算定が行われた後、当該算定結果の標準報酬月額が10月に定時決定されていたが、前述の被保険者名簿の記録から、当該事業所に係る昭和47年の算定は、同年8月23日に完了したことが確認できる上、標準報酬月額の記録に訂正等の痕跡は認められない。

加えて、事業主による厚生年金保険料の控除については、同社の元取締役が、「厚生年金保険料は、届出をした標準報酬月額に見合った保険料額を給与から控除した。」と供述しているところ、申立人及び複数の同僚は、厚生年金保険料の控除について、明確な記憶は無い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和52年3月25日と記録されているところ、申立人保存の退職願から、申立人は、同年4月30日付けの退職願を同年4月1日に提出したと推認できる。

また、申立期間②当時の事業主は、既に亡くなっていることから供述を得られないが、元取締役が「申立人は、会長が、近々役員にしようと考えていた男だったから、退職願を出したので、即日退職させられた。」と供述していることから、当該退職願の提出日までについて、申立人の勤務実態がうかがえる。

しかしながら、事業主による厚生年金保険料の控除について、現在の事業主が、「給与の締め日は25日、給与支給日は翌月6日、保険料は翌

月の給与から控除。」と供述しているところ、申立人が、「退職願を提出した後、3月分給与は4月6日にもらった。」としていることから、昭和52年4月6日に支給された申立人の給与から、事業主によって、同年2月の厚生年金保険料が控除されたことは推認できるものの、同年3月の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
昭和 63 年 4 月 1 日から A 校に B 職として勤務していたのに、申立期間の 1 か月は未加入となっていることから C 組合に照会したところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間ではないかとの回答であったので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した D 県教育委員会発行の人事異動通知書及び A 校で作成した履歴書から、申立人が申立期間において、A 校に E 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F 事務所(現在は、G 事務所)は、「当時の届出書類、賃金台帳等の資料が現存していないことから、申立期間に係る届出及び保険料控除をしたかは不明。」としている。

また、F 事務所で昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した同僚 12 人に照会したところ、回答があった二人は「当時勤務した学校が異なるため申立人の勤務状況については知らない。」とし、うち一人は「勤務していた期間より厚生年金保険の被保険者期間の方が短い。」としていることから、すべての期間を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :  
申 立 期 間 : 昭和 42 年から 47 年 2 月まで

同じ社長が経営する A 株式会社及び B 株式会社にて昭和 42 年から 47 年 2 月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時において当該事業所に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、複数の同僚は、申立人は常勤の勤務ではなかったのではないかと供述している上、A 株式会社は商業登記簿謄本上、破産手続を終結して既に無く、当時の事業主は他界し、申立内容について確認できなかった。

また、A 株式会社に係る複数の同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない上、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く健康保険の払出番号に欠番も無い。

さらに、B 株式会社は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 53 年 9 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所の記録は確認できない上、事業主の所在が不明であり、申立内容について確認できない。

なお、B 株式会社の商業登記簿謄本は無い。

加えて、両申立事業所に係る申立人の雇用保険の記録も無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 15 日から 46 年 2 月 24 日まで  
申立期間当時、私の子供は4歳と2歳であり、健康保険証又は国民健康保険証が必要であったが、申立期間は国民年金の資格を喪失しており、国民健康保険証は無かった。当時、A市では健康保険証を提示しないと国民年金の資格を喪失できなかったことから、申立事業所である株式会社Bにおいて私は厚生年金保険には加入していたはずであると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の供述並びに申立人が申立期間当時の株式会社Bの取引先の名称及び同僚の氏名を記憶していること等から、勤務期間は不明であるが、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえるものの、事業主は、申立期間当時の資料が無いとため、申立期間について申立てどおりの厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出を行い、厚生年金保険料を給与から控除して納付したかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない。

また、申立期間において、申立事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票では申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月2日から同年4月25日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A施設のB課に勤務した昭和35年3月2日から同年4月25日までの期間が1か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C事務所から提出された申立人の厚生年金保険加入記録には、申立期間に係る加入記録が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間の同僚に対しての照会を拒否しているため、同僚からの供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年から28年まで  
② 昭和28年から31年まで  
③ 昭和32年から34年まで

申立期間①はA地に本社があり、営業所がB区にあったC業のD社に、申立期間②はE区にあったF業のG社に、申立期間③はE区にあったH業のI社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、本社の所在地、上司及び同僚の名前を記憶していない上、申立人が記憶している事業所所在地の管轄社会保険事務所（当時）に登録されている適用事業所の中には存在しておらず、商工会議所等に照会した結果においても商工会議所等では資料が無いとしていることから、当該事業所を特定することができない。

また、当該事業所を管轄する法務局において法人登記を確認することができない。

2 申立期間②について、G社は既に事業を廃止し、当時の事業主の連絡先も明らかでないことから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、適用事業所名簿から、当該事業所は昭和40年2月1日に適用事業所になっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②で名前を記憶している同僚がいないこと

から、勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、上司及び同僚の名前を記憶していない上、申立人が記憶している事業所所在地の管轄社会保険事務所に登録されている適用事業所の中には存在せず、商工会議所等に照会した結果においても商工会議所等では資料が無いとしていることから、当該事業所を特定することができない。

また、管轄法務局で申立人が勤務したとする業種の I 社が法人登記されるのは、申立期間③より30年以上後の平成2年5月\*日であることが確認できる。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年11月1日まで  
② 昭和31年9月24日から32年7月1日まで  
③ 昭和34年10月30日から38年12月1日まで  
④ 昭和39年4月15日から同年7月7日まで  
⑤ 昭和40年1月1日から同年4月15日まで

年金機構の記録では、昭和23年1月1日から40年4月15日までの加入期間が脱退手当金を受給した記録となっているが、脱退手当金の手続をしたとき（平成7年）に制度についての説明は無く、年金を毎月もらえるものと思い手続をした。受け取った記憶も無いので、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金裁定請求書を提出した覚えも無く、脱退手当金は受給していないとしているが、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金支給は申立人が60歳に達した後の平成7年12月28日とされており、脱退手当金裁定請求書は同年12月25日にA社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる。

また、同請求書をみると、申立人の記名及び押印がされており、記載内容に疑義は認められない上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人への脱退手当金の支給方法をみると、申立人の当時の住所地に近いB銀行C支店の申立人名義の預金口座に振り込まれていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案4509（事案2122の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月15日から32年8月20日まで  
② 昭和36年9月26日から39年3月31日まで

ねんきん特別便で申立期間の記録が無いので、A社会保険事務所（当時）で申立期間の年金記録を確認したが、よく分からず、近所の社会保険労務士に依頼をすると、B社C工場に勤務した申立期間の脱退手当金を受給している記録になっていることを知らされた。私は脱退手当金をもらっていないので、D社会保険事務所（当時）まで出向き相談したが、相談相手は不誠実で、返事も曖昧あいまいでよく分からなかった。私は、脱退手当金制度があることを知らなかったし、受給したことも無いので、申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難いこと、申立人が勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿を調査したところ申立期間前後に勤務していた女性16人のうち、同社退職後に脱退手当金の受給資格のある6人はすべて脱退手当金支給記録がある上、資格喪失後4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についてはその委任に基づき事業主により代理請求されたものと考えられること、申立人は、申立期間の事業所に2度勤務しながら厚生年金保険被保険者記号番号がそれぞれ別であることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給された記録が残されており、支給金額及び支給決定日もオ

ンライン記録と一致するとともに支給決定額も法定支給額と一致していることから一連の事務処理には不自然さはないことから、既に平成21年12月4日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は従来主張のほか、新たな事情として、申立期間②と同じ期間について申立人の夫の当該事業所での厚生年金保険被保険者期間が昨年発見され年金として支給されたことを挙げているが、当該事情は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難い上、このほかに、新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から 33 年 6 月 21 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の事業所に勤務していた期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私はA株式会社での被保険者期間分は脱退手当金を受給したが、申立期間の分は請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の後に資格を取得した事業所（A株式会社。以下「次の事業所」という。）における被保険者期間の脱退手当のみを受給したと主張しているが、申立期間と次の事業所の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことはオンライン記録上でも2事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも確認でき、この2つの期間を基礎とした支給額に計算上の誤りも無く、次の事業所の資格喪失日から6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間を含む脱退手当金の支給対象期間となっている2回の被保険者期間については、同一番号で管理されているにもかかわらず、当該期間後の被保険者期間は別の番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から29年6月21日まで  
② 昭和29年8月21日から33年3月29日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、申立期間①及び②は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年4月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の昭和32年から34年までに被保険者資格を喪失した女性のうち喪失時に脱退手当金受給資格のある者は申立人を含めて85人であり、そのうち脱退手当金を受給した記録のある者は43人であるが、うち39人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていること、及び同一支給決定日である者が複数グループ確認でき、申立人と同一支給決定日である者も3人確認できることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで  
申立期間は、A社の社長から当社で働かないかと誘われて勤務した期間である。7,000 円の月給から健康保険料や年金など 2,500 円天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が有限会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、有限会社B（当時は、A社）は、昭和 36 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険の資格を取得した者は 58 人おり、そのうち 24 人に照会し 7 人から回答を得たが、同日以前から自身が勤務していたことを供述する者はいなかった。

また、複数の同僚は昭和 36 年 12 月に厚生年金保険被保険者になったとし、それ以前に厚生年金保険料を給与から控除されていたとする供述は無い。

さらに、同社は平成 15 年 9 月に破産終結登記がされ、元事業主は、連絡先不明で当時の厚生年金保険の加入状況等を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 61 年 1 月までの間の 24 か月  
から 36 か月

私は、昭和 56 年 1 月から 61 年 1 月までのうち、期間は定かではないが、24 か月から 36 か月程度、A 地にあった B 株式会社（店名は C 店）に D の業務で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において B 株式会社勤務していたとしているが、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン検索において該当事業所は見当たらない。

また、商業登記簿謄本において当該事業所（A 地）が確認できるところ、事業を継承したとする株式会社 E の事業主は、「申立期間当時、B 株式会社が経営する C 店という店は 6 店舗（A 地、F 地ほか）あったが、いずれも昭和 61 年ころ閉店した。申立期間当時、従業員は国民年金に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、同僚の氏名等を記憶していないため、申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までのうちの 1 か月間

私は昭和 56 年 12 月 31 日付けでA社を退職後、57 年 1 月から同年 5 月までの間に求職活動をし、B 株式会社（現在は、C 株式会社）に入社したが、1 週間から 10 日ほどで退職した。退職する際に事務担当者から「社会保険料は1 か月分きちんといただきますから。」と言われ、社会保険料を差し引かれた賃金しかもらっていない。

その後、社会保険庁（当時）から年金記録が届き、B 株式会社に勤務した期間が次の勤務先であるD社と同じ昭和 57 年 6 月になっているが、同年 6 月に入社したのはD社だけであるはずであり、B 株式会社には同年 1 月から同年 5 月までのどこかで1 週間から 10 日ほど勤務していたはずなので、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がB 株式会社に勤務した期間について、申立人のオンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び雇用保険の加入記録では、すべて昭和 57 年 6 月 1 日から同月 9 日まで勤務したこととなっている。

また、申立人の雇用保険受給資格者証では、求職申込年月日が昭和 57 年 1 月 13 日となっており、同年 2 月 20 日から同年 5 月 20 日までの期間について雇用保険を受給し、同年 6 月 1 日に就職したことによって雇用保険の支給が終了していることが確認できる。

さらに、申立期間に当該事業所に勤務していた者 18 人に照会し6 人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はおらず、当該事業所も当時の資料は何も残っていないため不明と供述しており、申立人が申立期

間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで  
昭和 48 年 5 月 1 日に株式会社A（現在は、株式会社B）にC担当として入社し、結婚のため 49 年 10 月に同社を退職したが、48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月の退社時までの厚生年金保険の記録が無い。  
結婚式には、当時の店長さんにも出席していただいた。勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの当時の社会保険担当者及び上司の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が昭和 48 年 10 月以降も当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aの当時の社会保険担当者は、申立人の昭和 48 年 10 月以降の雇用関係と社会保険の取扱いについて、「申立人の雇用関係についてははっきりとは覚えていないが、アルバイトの場合は社会保険に入れていなかった。」と述べている。

また、前述の社会保険担当者は、「申立人は、昭和 48 年 10 月に結婚のためいったん退職したが、その後結婚式が延びたので、もう少し勤務したいとの申出があり、それからしばらく勤務したと思う。」と述べるとともに、49 年 1 月に退職した申立人の当時の上司は、「自分が辞める時期には申立人はいなかったのではないか。」と述べているなど、申立人の 48 年 10 月以降の勤務期間について、確認することができない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 2 月 2 日から 42 年 12 月 21 日まで

ねんきん特別便に厚生年金保険の加入期間の記載がなかったため調査を依頼したところ、株式会社 A と B 株式会社については脱退手当金が支給済みとなっているとの回答であるが、私自身そのようなものを受け取った記憶は無い。この間に勤務した株式会社 C については、脱退手当金が請求されていないとのことだがこのことについても理解できない。私は絶対に脱退手当金を受け取っていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「B 株式会社 D 事業所の担当者から被保険者証を持って社会保険事務所（当時）に行くように言われ、E 社会保険事務所（当時）に行き被保険者証を提出した。」としている。

さらに、脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべてを対象として請求するものとされているところ、昭和 36 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの株式会社 C に係る期間が脱退手当金の支給対象期間となっていないが、同期間は 3 か月と短く、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者手帳番号とは別番号であること、申立人も同事業所に勤務していたことについて余り記憶していなかったとしていること等から同期間の請求を失念したことも十分考えられる。

さらに、申立人に聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、A 株式会社勤務していたが、一定期間は B 株式会社 C 支店に臨時雇用社員として出向していた。  
社会保険庁（当時）の記録では、この B 株式会社 C 支店に出向していた期間のうち、昭和 49 年 10 月分のみ健康保険厚生年金保険被保険者記録が無い。この記録に納得がいかないため、是非記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月 1 日に A 株式会社に入社した後の 48 年 4 月 9 日から平成 21 年 9 月 30 日まで B 株式会社 C 支店に出向し、同社において継続して勤務していたことが雇用保険の加入記録及び B 株式会社提出した臨時雇用社員明細簿から確認ができる。

しかし、B 株式会社 C 支店が保管している臨時雇用社員明細簿によると、「昭和 49 年 10 月 21 日より健保厚年不給」と記載がある上、「健保・厚生」の欄にはいずれも申立人の被保険者資格の資格を喪失させたことを示す印が記載されていることが確認できる。

また、B 株式会社自社で保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 49 年 10 月 31 日と記載されており、管轄する社会保険事務所（当時）が保管している同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日と一致している。

さらに、B 株式会社では当時の資料や賃金台帳については、保存されていないとしており、申立人の給与から申立期間の保険料が控除されていたことを示す関連資料等はない。

加えて、申立人も給与から保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を保有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月30日から2年4月1日まで  
昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 4 月 25 日までの間、A株式会社  
に継続して勤務し、庶務課で経理事務を担当していた。この間、給与から  
厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いの  
で、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことがわかる。

しかしながら、A株式会社では、「申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、1回目の健康保険厚生年金保険の取得日は昭和 63 年 10 月 1 日、喪失日は平成元年 3 月 30 日であり、2回目の取得日は2年 4 月 1 日、喪失日は4年 5 月 1 日である。このため、申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除については、加入期間ではないため控除していない。」と回答している。

また、申立期間当時に被保険者記録がある9人の同僚に照会し、回答のあった4人全員が申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除については「不明。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 50 年 4 月 21 日まで

私は、株式会社Aに昭和 40 年 4 月から 54 年 10 月までB職として継続して勤務したが、40 年 4 月から 50 年 4 月 21 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が無いので、その期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける複数の同僚の供述及び申立人から提出のあった申立人の8年間の勤務を称えた表彰状の内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は、「申立人に係る当時の人事記録等の関係書類が保管されておらず、在籍を確認できる資料が現存しないため、申立人の申立期間に係る保険料の控除及び納付等については不明である上、その当時のB職は、日給月給で厚生年金保険に加入していないと思われるが不明。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた元同僚二人からは回答を得られず、株式会社Aに係る被保険者原票照会回答票から申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる元同僚 15 人に照会したところ、回答のあった7人全員が、申立人の厚生年金保険料の控除については不明としている上、そのうちの一人は、「当時の事業所において、B職は請負で、C等の単価を決め月単位で請求させていた記憶がある。」としている。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日及び被保険者資格喪失日はオンライン記録と

同じく、それぞれ昭和 50 年 4 月 21 日及び 54 年 10 月 11 日となっている。

加えて、雇用保険の記録では、オンライン記録と同じく昭和 50 年 4 月 21 日に当該事業所の被保険者資格を取得したとの記録になっており、申立人の申立期間における加入記録は無い。

また、申立人の国民年金加入記録では、昭和 35 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 21 日までが加入した記録となっており、そのうち 47 年 3 月の 1 か月間が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月 1 日まで  
昭和 43 年 12 月、元同僚二人と一緒に有限会社 A（現在は、B 株式会社）に入社した。同社においていつから厚生年金保険に加入したかは分からないが、仮に見習い期間が 4 か月であったとしても、44 年 4 月からは厚生年金保険に加入したと思う。私の厚生年金保険被保険者記録によると、同社において厚生年金保険に加入したのが、45 年 4 月 1 日となっている。同社において厚生年金保険に加入した時期に納得できないので加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社 A が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写し）」によると、申立人は、申立人が一緒に当該事業所に入社したとして名前を挙げた元同僚二人とともに、オンライン記録と同じく昭和 45 年 4 月 1 日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人が申立期間に同社で被保険者資格を取得した記録は無く、同期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。